

1. 班田収授法において、ある歳になると男女ともに一定の口分田が与えられる。それは何歳か。  
〔 6 歳 〕
2. 律令制のもとでの税の1つである、口分田の面積に対して課せられた税で、収穫高の約3%の稻（1段につき2束2把）を納めさせた税を何というか。  
〔 祖 調 〕
3. 律令制のもとでの税の1つである、17歳以上の男子に課せられた税で、絹、糸、鉄。海産物など地方の特産物を納めさせた税を何というか。  
〔 調 廉 〕
4. 律令制のもとで、21歳以上の男子に課せられた、10日間の労役を何というか。  
〔 廉 〕
5. 4の労役は、代わりにある物を納めることが一般になった。その物とは何か。  
〔 布 〕
6. 律令制のもとで、17歳以上の男子に課せられた、国司のもとで年間60日以内の労働が課せられた労役を何というか。  
〔 雜徭（ぞうよう） 〕
7. 律令制のもとで、21歳以上の男子3~4人に1人の割合で課せられた、兵士になって軍に所属して働く義務を何というか。  
〔 兵役 〕
8. 7で徴兵された兵士のうち、太宰府に所属し、九州北部の沿岸の防衛にあたった兵士を何というか。  
〔 防人 〕
9. 7で徴兵された兵士のうち、都の防衛にあたった兵士を何というか。  
〔 衛士 〕
10. 743年に出された、新しく開墾した土地は、永久に自分の土地にしてよいとした法令を何というか。  
〔 墾田永年私財法 〕